

「港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」の概要

平成25年7月
国土交通省

1. 背景

第183回国会において、非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路を定める制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成25年法律第31号）（以下「改正法」という。）が成立し、平成25年6月5日に公布された。

今般、改正法の規定のうち公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される事項に関して、その施行に際して必要となる規定の整備を行うため、地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号）等の関係する5本の政令の整備等を行う。

2. 概要

※「法」＝改正法による改正後の港湾法（昭和25年法律第218号）

- (1) 地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成15年政令第293号）の一部改正 【第1条関係】
 - ・地方道路公社を市又は都道府県とみなして、緊急確保航路内の水域占用等に係る国土交通大臣の「許可」を「協議」と読み替える。
 - ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を国の行政機関とみなして、緊急確保航路内の水域占用等に係る国土交通大臣の「許可」を「協議」と読み替える。
- (2) 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の一部改正 【第2条関係】
 - ・水底線路の保護区域内における船舶の錨泊等の禁止措置の例外として、緊急確保航路内において工作物の設置による水域占用を行う場合等を追加する。
- (3) 地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）の一部改正 【第3条関係】
 - ・地方独立行政法人を都道府県又は市町村とみなして、緊急確保航路内の水域占用等に係る国土交通大臣の「許可」を「協議」と読み替える。
- (4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）の一部改正 【第4条関係】
 - ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を国の行政機関とみなして、開発保全航路及び緊急確保航路内の水域占用等に係る国土交通大臣の「許可」を「協議」と読み替える。

3. 今後のスケジュール

閣 議：平成25年7月26日
公 布：平成25年7月31日
施 行：平成25年8月1日